

令和8年度土佐和牛地消地産拡大事業委託業務 仕様書

1 業務名

土佐和牛地消地産拡大事業委託業務

2 目的

県では、県内生産を増大させることが可能な品目について、地消の拡大と県産品の供給力の強化を一体的に推進する「地消地産」に取り組むことにより、地域経済の好循環を創出し、県際収支の改善と県民所得の向上を目指しています。

令和6年度からは、肉質4等級以上の本県産の黒牛を「土佐黒牛」と定義し、認知度向上に向けた取組を行っています。

しかしながら、本県で生産される黒牛のほぼ全てが県内で消費されているものの、黒牛ブランドは他県産との産地間競争が激しいため、後発ブランドである「土佐黒牛」は県内マーケットにおけるシェアが低い状況にあります。

本事業は、「土佐黒牛」ブランドの定着を図ることを目的とし、県内イベントでのPR、量販店での需要喚起、土佐黒牛取扱登録店制度の運用、SNS等を活用した情報発信など、認知度向上に資する「土佐黒牛地消地産キャンペーン」(以下「キャンペーン」という。)を展開することで、土佐黒牛の需要を高め、地消の拡大と供給力の強化を図る「地消地産」を目指します。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日(火)まで

4 業務内容

業務の目的に沿って、以下の要件を満たすキャンペーン事務局の運営、県内イベントでのPR、量販店での需要喚起、土佐黒牛取扱登録店制度の運用、SNS等での情報発信等を実施すること。

(1) キャンペーン事務局の運営に関すること

① 事務局の設置

本業務に係る事務局を設置すること。

② 事務局の体制

業務が円滑に履行できるよう、統括責任者1名及び専任スタッフ1名以上を配置すること。

ア 統括責任者

業務に関する必要な指示は、原則、高知県から統括責任者に対して行うものとする。統括責任者の職務は概ね以下のとおりとする。

(ア) 主体的に当該業務を遂行すること。

(イ) 事務局業務の全体を統括し、専任スタッフの指揮監督を行うとともに、円滑な業務実施のため作業状況の進捗管理を行い、高知県が求める業務水準を確保すること。

(ウ) 定期的に事務局業務の点検・分析・見直しを行い、常に最善の方法で業務を実施するとともに、随時、高知県との協議を行い、相互共通認識による運営を行うこと。

(エ) 病気など突発的に専任スタッフが出勤できない場合においても、業務に支障をきたすことのないよう、バックアップ体制を整えること。

イ 専任スタッフ

(ア) 業務を行うために必要な知識を有し、迅速かつ的確に対応すること。

(2) 県内イベントでの PR に関すること

- ① 「土佐黒牛」の PR を図る企画を立案し、高知県が後援するイベントにおいて実施すること。
- ② PR 活動は高知県内で 2 回以上、延べ 4~5 日間実施すること。
- ③ 各イベントで土佐黒牛の認知度に関するアンケート調査（4~5 問を想定。設問は県が提供。）を収集し、集計を行うこと。
- ④ イベントでの PR に必要な資材等を制作すること。

(3) 量販店でのキャンペーンに関すること

- ① 県内量販店に対して、PR 試食販売イベントを行うキャンペーン企画を立案し、実施すること。また、関連する食肉事業者や関係団体と連携した取組を実施し、効果的なキャンペーン実施店舗を選定すること。
- ② キャンペーン実施店舗数は、延べ 100 店舗を目標とすること。
- ③ 実施店舗から消費者ニーズも踏まえた需要アンケート調査（4~5 問を想定。設問は県が提供。）を収集し、集計を行うこと。

(4) 土佐黒牛取扱登録店制度の運用に関すること

- ① 土佐和牛ブランド推進協議会* と連携し、土佐黒牛取扱店登録制度の周知及び運用を実施すること。
※土佐黒牛等の普及啓発・ブランド力向上等を目的とした、食肉事業者、JA 高知県、県などで構成する協議会。PR に協力する飲食店や量販店等を審査し、取扱店登録審査を実施している。
- ② 土佐黒牛取扱登録店 WEB サイトの管理運用を行うこと。サイトの管理運用は、インバウンド需要も見据え実施すること。
- ③ 土佐黒牛取扱い取扱登録制度で必要な登録店用資材等を制作すること。

(5) SNS 等を活用した情報発信に関すること

PR イベント、量販店キャンペーン実施店舗及び土佐黒牛取扱登録店の集客効果を高めるため、SNS 等での情報発信を行うこと。情報発信の際は、インバウンド需要も見据えた内容とすること。

(6) その他

土佐黒牛地産消費キャンペーン企画が、自走化も視野に入れた次の展開につながる企画を提案すること。

5 実施スケジュール等及び成果物

(1) 実施スケジュール等

当該委託業務の実施にあたっては、無理のないスケジュールを設定し、効果的な実施体制を構築すること。

なお、設定するスケジュール、実施体制は、実現可能な範囲内で最大の効用が得られるものであることとし、事業の進捗度や県の指示に応じて、柔軟に対応するものであること。

(2) 成果物

本業務の成果物は次のとおりとし、電子記録媒体に保存して、県が指定する日までに納品すること。

- ① 業務定期報告（月1回以上）
- ② アンケート調査結果、広報データ、写真データ、資材、その他業務で制作した関係資料一式

6 その他留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、本事業を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行うこと。
- (3) 本事業を円滑に遂行するため、委託者は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求められることができる。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (5) 成果物については、原則として委託者に帰属するものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を委託者に譲渡できない写真、文書等を使用する場合は、事前に委託者に申し入れを行い、了承を得ること。委託者に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度委託者と受託者とで協議すること。